○国土交通省告示第四百八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年四月二十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－594号	表面仕上材（表面床張り材）	ロンリウムＳＳ	ロンシール工業株式会社	東京都墨田区緑四丁目15番3号

○国土交通省告示第四百九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年四月二十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－58号	居住区域内に設ける甲板の材料（遮音仕切り甲板）（Rw＝46dB）	ＴＫＡＢ－１ＤＳ	株式会社大晃産業	広島県尾道市向島町9515番地の１

○国土交通省告示第四百十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年四月二十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－59号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁）（Rw＝46dB）	ＴＫＡＢ－１ＤＳ（Bulkhead）	株式会社大晃産業	広島県尾道市向島町9515番地の１

○国土交通省告示第四百十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年四月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年五月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第Ｆ－469号	仕切り甲板（Ａ60級）	ＴＫＡＢ－１Ｄ	株式会社大晃産業	平面部の部材厚さ「40ミリメートル」を「40ミリメートル」から65ミリメートルに変更

○国土交通省告示第四百十二号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第八条の規定に基づき、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会から既存住宅状況調査技術者講習委員の変更の届出があったので、同告示第十九条第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十九年五月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

（一）変更後の既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名

小見　康夫、加藤　剣、田宮　昭豊、木村　雄太、梅田　一彦、西山　祐幸、尾崎　宇忠、渡邉　隆明

（二）変更年月日　平成二十九年五月一日

○国土交通省告示第四百十三号

次の型式に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づく型式承認は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年四月二十日付けをもって失効したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年五月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ－619号	油吸着材	カクタス　ＣＡ　Ｍ－50ＨＫ	浪華綿綢株式会社	大阪府大阪市都島区毛馬町四丁目３番地26号
第Ｐ－620号	〃	カクタス　ＣＡ　Ｍ－65ＨＫ	〃	〃

○東北地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
秋田市土崎港西四丁目一一〇番から同市土崎港西五丁目一一二番まで	前	一九・七七～三二・〇〇メートル	一九・七七～四四・八五キロメートル
	後	一九・七七～四四・八五	〇・一五五

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
秋田市土崎港西一丁目一一五番一から同市土崎港西二丁目一四九番まで	前	二〇・〇〇～三九・五〇メートル	〇・一〇〇キロメートル
	後	二〇・九四～三九・五〇	〇・一〇〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所